官刻

孝義錄

巻十八

陸奥七

ロ9
1596
18

孝義録巻之十八

陸奥国七

忠孝者清十郎

清十郎ハ耶麻郡小平潟村の百姓なり家貧し
けれハ会津の家士臺山伊右衛門のもとにつかへんと
て来りいへるハさいはく老たる母をもちけるか
一日も見されハ心やすからぬを是ハつとめおこたる様
ハゆるされをかうむりて母をやしなはん事生涯乃
祢かひなりとこたへぬこれハあるしも賤きものなれ
めつらしきこゝろかまへ乃のそミにまかせめしつかひけるに

1596
18

さとのをさの勤ハさる事なれハかく人の仕業ともなしかた
つとめしこのハそれ父もむつましくおもひなりも事なき
ハおとの事ハまさしくよまの世に兼くとりく母乃も
とよ申くへしなといへとまろうとなとれあるとしさハ
親ハくるまでもとり入れハ昔なとさらせけるによろ
こひくりて母にまて見えしこの母も親とふかへりし
来ぬるをまちて家乃らふを乃風乃をと待ちも
まろ子の人まて来まるやとこひ清十郎ハ親の生愚
うちふいとゐこひまてあまた親まいらんとて立つ
へりしの門乃いまであるる孫ハむらの門辺よ慶ひ

ふ事なとありき若松の城下より小平潟といふ
み里ちかのぶやと一夜もとゝろる事なかりしかハ
あらしより領主にさこえ出しに枝桔茶をあ
たへく性こものゝおもめし平ちやなと沙汰ありし
を母よろこふさりおもひかぬへくいゆるされを
うけふりなんと口々へそれハ母の孝養の事あま
もと清十郎の身を終るまてかく二人枝桔をくさ
茶あたへしとなん是明暦二年の事とそ語ひ流

貞節者 まつ

會津郡下居合村の百姓喜之助の妻のまつも

者ハ貞義なるものなりある日夫ハ外に出その妻ひ
とり家にありしに河沼郡倉谷村の彦之助とい
へるもの夫のなきをうかゝひ忍ひ入てとかく挑かゝり
なりひしを耳にもいれす手ハ彦之助にさゝまさて
そてよりハ脇指をぬきころさんとせしをあやうくとゝまる
てお以せ命も危うかりしかつゐに不義のふるまひ
におちいらさりしこの事ハ領主にきこえて寛文四年
褒美くたして金をあたへき

孝行者久右衛門

孝行者孫作

久右衛門ハ河沼郡塩庭村の百姓にて其子を孫作といふ
父ハ世をはやうして母のミそありける兄弟ともに
孝養をつくし家貧しけれハ弟ハ人に傭れてその
給金をもて兄の貢物をたすけしかとなほたらす
のちの兄にいへるハ年もたけぬれハ妻をもむかへて
志かるへしさありしにかゝる中に他人をむかへなハ
ハ母につかふる事心のまゝならさらん事さへおほつかなく
つかふる身となりては妻をもむかへよりこそんには弟も
心よからしとてやかてそのくちに弟も兄をいつ
なふ事を語て家に入りしのちハほとへて来り

てはゝもとてしまかりたれハ妻をむかふる時な
らんとてむかふるに兄ハ年老て妻をもつへしとも
思ひすてゝ弟にすゝめてめとらしむといふを弟ハいまた兄よ
先たちていかてか妻をめとるへきとてうけかハす
いと貧しくて母をやしなふ事つねに心にかなはぬ
とて兄弟ともに不懐をなけきて人のいさめもきゝいれす
ふたりなから孝養をつくせしとて父母なくなりて
後も忌日ことにハ身をきよめ人をあつめて食物の
施なとそなへ来忌にハ僧をまねき読経をなしてい
まさらにとむらひ兄弟の中もことに睦しく或

ハ事ありて出るとてもたかひにゆく先をつけける
か兄の外に出る事ありて帰るまてハかへりまち
けれハ弟迎ひに行なから道にまちあハせる夜更
あまれハ志ゑんやうにかよひてたえまなくとし或年
色なれハ内へもいらす外面にたちて兄の入るを待ひ
に出むかひともなひかへりしとなんきこえし兄弟と
もふたりに出れハたかひに食物菓子やうのものをもとめ
来り朝夕の食物ハ身のまゝ調して母に饗させて平日
ころに生せし事なくいやしきものとしてもその礼ある
事まことにかくれなし兄弟ともに世中の事に疏

てハ老ろうなるやうなれとも親に孝あり兄弟にむ
つましく友に信ありて貢物をよくおさめしかハ天和
三年領主より兄弟に米をたまハせ候の時に兄ハ六十二

農業出精与次右衛門

与次右衛門ハ会津郡幕内村にて高四十三石余もてる
肝煎役なりつねに農事に心を用ゐ山と里との
土地と土の味とをよく試みて上中下をわかち水の寒温
を考へ田苗植物のよしあしをしるしおきそれ地にすゝめつ
百姓もよくきこゆへきる事をくハしく志るしてハ
書をあらハし名つけて会津農書といふを書ひ

ろゆりて民是をたすけとせるよし聞えて元禄二年
に賞して米をあたふ

兄弟睦者小左衛門

兄弟睦者清右衛門

耶麻郡上林村に百姓小左衛門といふものあり弟を清右衛門
といふ小左衛門夫婦その子二人その妻二人孫四人清右衛門
夫婦その子一人其妻一人孫三人あはせて十七人のもの
の同居していふそのこともあらそふ事なく妻子の中
にもへたてなくむつましき事なれハいつまても我子のごとく
いとをしミ兄よりみれハ弟よりも先を愛し弟よりみれハ兄

よわきとりやまひなとにかく兄弟ともに一所にあつまれ
とその子孫末にもなりなは家をたもつ事あらん
もちろんのことゝく其家のつゝきさまよくつくりて
てうつりかはるひにあるまじき事をかなしみ
両親もこれにこたへ孫を同しうせてこなん弟の孫
ともにともなひて田面に出る日は兄は家にとゝまりゐ
て足をあらふ湯をまうけ食させ又は糀米の類よく何く
まことんをつけ兄弟ともに農事のいとまには紙
をすき市に出ぬれはめつらしきこれをもとめかへり
て家つとにし又は饗膳などありてはよろこひける

兄弟のうちに病ありあひ弟は兄をたすけてその折にお
もむかしめそのまゝは田面に出もに兄まさ食の其
をわかちて弟にあたふそれ外に里に睦しくあら
そふ事なとかつてなかりき里人の水論境論など
いへる事ありしは兄弟ともにことはりを引てその
中をやはらくるに里人も二人のいひに従ひて争をや
めぬる事にたとへやまひ貢物は人より先にお
さめけれは元禄二年領主より兄弟のものへ
優美として米をあたへ給
　貞節者のこと

耶麻郡東地小屋村の百姓吉三郎か妻のちよ六十七歳
なり男子小右衛門をまうけ二十五乃とし夫にをく
れ九歳乃小右衛門ともに二人男乃裏家に住て野
山乃稼をし秋ハ業をならひてかせきにくらし
けるを志てきこえのとも見る小児ひをいたはりて
なも未嫁せは朝夕もめやもとゝろへきなとをしれ
ご亦さるちりに貞義をまもりて幼少乃子をひと
となし父か語りつしめん事のことをおもひたるその後
同し村に六左衛門といふもの妻をうしなひしかはちよく
より親族に同しくよろこふものありなをせ

小右衛門をつまとて未嫁せよと男をすゝめ皆人もを
すゝけれとかつてうけかはすかの女二十九歳乃とき
福島領玄湯村乃商人此村に来る事あり
しに或日此家に来りさる物して此縁組して漸く
見るにちよこゝろ未ふかめ由なりて業もとうさ
歯へとおもひ我をかへまて其乃さたをえふよ大やう
いふてよもあらしもしならすてあらぬ婦るまよ
恐せんもおそれかくやかくそ乃縁組をとり
へしあさへられ男をハ戸口にもいれをかへせしとなり
領主もその貞節を称して元禄二年に米を給

右無高

潔白者　与四右衛門

若松乃城下大和町伊兵衛か家にめしつかふ下男
与四右衛門ハ耶麻郡三ノ宮村の百姓なるか家まつしくて
貧しけれハ己か身の代金乃つくのひにうられつかはれてそ
の身をつとめ伊兵衛か方にありしころ主の業なる
足袋を背おひてうせ売あるきあるく方に出しに途
ると紙に包みたるものを落ちたるを拾ひ伊兵衛か前にさし
出しなくかくしたる物なりしかこの手にとひて見けれハ
紙をもひらきしにその中に持来りぬといふにひらき

これハ金十両ありけるをやかてその事頼へしこのよし
町の中を触まはしけれとも下野国今市の商人
紛右衛門といふものゝ落せしに極りて則かへし
あたへけれハよろこひて与四右衛門にいさゝかの礼金をあたへ
むとしけれともさらにうけとらすかたくいなみてあたへしかと強ゆる
まひなるも主に忠をつくせしとて元禄二
年領主より銭をあたへて賞せられけり

農業出精　久五郎

農業出精　治郎左衛門

安積郡濱路村の百姓久五郎と会津郡湊門村乃

治郎左衛門ハいつまても農事をつとむる事他にことに
しかもその人となりゆるやかにしてよく田畑の
中に大石なとありて耕作のさはりになる迄ハ我れ人
の地をえらはす堀うつさせ人足を出してとりのけ
させ又出水にて川欠なとあるをもよく繕ひて
後々の憂をのそきぬ去あしき田ハ其外より土を入
とりかへいまたさる土田となし或ハ水をかへ稲草
くちなとする田をかへしてもとのあまたハとのまゝなるよ
き田となし又ハ畢竟此地をおへしくるしき田となる
せさるの多し又山林のうちハさらさり此堂しこと

地をも必えらはす出て切ひらかせて作物を仕付させ
川よけに用る器物なとも多く其ものを調へ置て
事しからぬものはかりあたへ置て一己の利を
こととせす国の費をいとふ事切なりしかハ元禄二年
頃より久右衛門と治郎左衛門に其業をあつけぬ

孝行者治郎左衛門

治郎左衛門ハ若松の城下竪三日町にすみて鞘ぬ
る事を業とせりむかしハ貧窮にして家
業にいとまなく渋きさまにてあつらふる人乃
貴賤をへたてす前後のついてを乱さす志も

もしめに約せし日をたかへす孫ハそのつとめ業もよく
なりゆきし事をかたいかなる人なとハ甚意を感し
よろこひ越なとしひつくるものハ若しらぬに祝儀なとゝて
て米金の類をとらせけるにかへて辞してうけ
すかくて其業の料はかりをとる事なし下を世
その父ハもと家出して引籠志をたてしかれハ治郎
左衛門大に驚き国をたちて為ありさしに父を
遁世して孫会のあそりにありしかとさま
なる役銀とものあるしよりあつめ其身の路
用にもせなく母にまいらす順ひとく儀に為のあり

しかるに武蔵なる松戸の駅にてやとらんとせし
にちやくより二人乃僧なる居ともとめつゝ見まゐらせ
その中に一人ハ父なりしかハ涙を流し言葉を尽
つけまゐらせてともに家にかへりてよとすゝめけれとも父ハ
一たひ出家してハいまさらかへらしと誓ひしまゝにこそ
言葉ひとりかへりて夜に乃母につかへよといふを
同行の僧あハれとおもひよく聞ける孝心のものなることハ
とそむかんハ佛のこゝろにもたかひぬへく幸こ
のたひハ松嶋一見の本意にもあまりいへりて
後ハ二人うちつれて家にかへるへしとて共に帰

見て母にも告よりしとのふ生力を得てよろこひ
こゝろよりしこの所をよく父もかへりて人のやうに孝養
しぬその後ち父ハうせ母ハ老衰へて起居も叶
はぬを治郎左衛門朝夕つきそひこれをなぐさめ
うまきくひ物をとゝのへておさめ食物にも心を
つくし常に酒をこのみけれハ其えを絶さぬやう
めしか治郎左衛門の孝心を感し酒うる家よく
も價よりやすくあたふるよしにつきてそれより異なる
る家よく来る妹乃家に嫁して居けるか寒気なる
見と母つまる男子を得て離別せられて帰り

ぬこれも母に同しき病者なるを二十七年称んころ
に盲目しかの男子七助といふを我子のことくそだ
てさかひなもなくして二十五歳になりて財別
家せさせし其後も病身なれハとてもかの
うひね続せしめたりしき治郎左衛門年久しく
独身なるか妻をもむかへよと人のすゝめしかとかく
病人あまた中にさる事しては人のそて母の心に
もかなはぬ事あらんと思ひしとてさていまた
母うせて後そ妻をもむかへる由事もこゝえて
元禄二年頃より米をあたへて褒美し給

孝行者六之助

六之助ハ安積郡濱路村乃百姓なりけるかをさなくして父に
おくれ母一人ありけるか童心にも能くつかひ遠近家
にあたひ居りても賃銭ハ残らす持かへりて母の為を丞
隣乃ものともに田畑ハ長居をも心ることなり
らぬをかく交こゝろらんハむつかしかりなんなと心
ふ人もありて後ハ不用なりて他にハいさゝかもよりさ
酒なとハ母乃好めりとて心もとめて調へけり殊に
いりて母のいふ様したるまゝハこつからあらくめく母の
目さむるをまちてまてめしかなかり志かし益

形しと母の制せらるゝをとかくすへらひて母の心を慰め
さいく程なく病つきてうせぬされハ六之助ひとり
残し母の姉なるものゝかく母の面影に似けると
まもく尋ゆきて對面せられしもたゝ実の母の事
のことらひ出られまてく猶婦さりてよりまかりの
痩おとろへぬれハ近里人いとゝもしくて感をか
もとまへ父母の為に法をもとされよくしと或ハいさ
め或ハいましむれとも敢立とらぬく財のかるもの
まへかくしとそこらてつへけるかくる事領主よりほにこえ
て元禄三年某をあたへしとそ

孝行者重松

盲人重松ハ若松の城下二乃町のものなりむかしまゐる
こさ渡世として父母ニ孝あり他よりをしへハ必その
よしを親ニつけ悦ひてハさらに此事しるへくと物語
してなくさめしむ父病つきてより志らしもつき
へを離れす起ふしの事ゆゑハ二便のとりおさめ
てんをはまつしの程なくうせぬくのちその家
も貧くなりけり母此事をさまもちゐる事を悦りてあ
きらひしこの重松ハとく起て縄を綯ひ足の弱きひ
兄或ハ未ニなりぬるを母ハ雷を嫌ひ家の灑掃をも

つとめ余るく目まりなかまりこと業なくいとなみ
事なくいささかのもも母の力を助けなよハさなく
たいまてる事などいひて母を慰めおのれ弱きて
高声に縄ハなくく人ありとつとへなかと云かり
足疑ひとよめるを人によりて立よりされハとく母
と二人居くたりけるといひあるたりかなるんゑえ
なれハ人ニもいとをしきをくよと道橋或ハ馬つなき
をかけるなとをもちく行こなるを告けさらせる人お
きハ孫んころよ禮をのへかり抱をとり腰をうちか
ためて行さくる事なとなりしとそ元禄四年に

領主より褒美として米をあたへ宝永の比官
よくめて検校のそれにいたらしめしとなん

孝行者利三郎
孝行者吉十郎

利三郎ハ大沼郡高田村乃百姓なり弟吉十郎とゝも
ふ父によくつかへ農事ハもちろん何事も父の教
にまかせてたかひ父鍬をとれハいとまなく夜あけぬうちより
鍬とりて家にゆきて勤めとて婦ともろともに入
いそぎかへりて兄をとゞめぬ農事のいとまある
鍛冶の職をもせしが父老さらひて眼もうとく手

もとくたとくしきをわにぬれてハ鍛冶の庭に出
むまこともなくそれをく相継がんといふを職業の
婦ともにいとそのゐに仕へく兄弟の物語しつゝ弟
吏らひ又ハ其業乃事くれくといひつくるを
きゝにいまでうけありぬ弟吉十郎ハわきにてかつ
あさく生れるまゝハ父の腕押してカくらへんなどいふ
にもあいまとなりてこまごまにおけるとしあれ
ハ老の力ハ今に衰へぬとてく父もよろこへりまゝ猶
其余の事も父の心にまかせ朝夕のあそびへの
さきとなりて慰みのつとせ春より秋乃さる

まく父の病をなほらいくさなくハ醫薬を用
ゐてもその甲斐なく今ハかきりなりぬ醫者
もつきぬれハよく痛君乃命のまゝに抱まいらせてめさひ
孫妻ハことなといふ事もやくなしなくもちのひ
放ちけるをさりとももとおもひこゝろをくひ抱なといよ
くえらさ妻子もめくくいましめて保養せさせ
られハまことに孝心のいたる所をめてゝるさりしこやま
ひもやうやく全癒せるとなん元禄五年領主より兄
弟の孝を称して米をあたへぬ

孝行者治右衛門

大沼郡高田村の百姓治右衛門ハ高わつか四石一斗余
里をもてり母年久しく痰を病て衰へけれと孫
んころに介抱し藁をやうろまもなく外よりなや
うふしきあることへさなくまんを養しつよく發里
て病むとさハ夫婦ともに母の寝所にふして
あつかをなれしといふをかへすてまつりけりこといへる
壇子ひとへを隔て臥しつゝ痰乃發あることハ耳
をさまさるくろう驚きて聊もまとろむひまなし
且もれより人来りて物語なとするに母の志に
さ字ゆきハ額の色かはりあへしらひもなくこく字

またおしやうく柑子をたつねて母のこのみに従ふ
事を好みて度つねにかれも煙草おほくおさめおるか
名もあれハつねに煙草又ハ薬なとさらぬくおかうけ
金食物の類も人の手にかけずみつから調して從
とめさせてよく家乃うち九事いさゝかの九事も心母
にこひまく其のむねをうけ絶に出る事ありても
母乃病をうれ果ふるんとえぬを両にもあらハしけ
君ある秋風あつくてしく吹て前栽の栗の実乃
おちくと落る音きこゆるに母乃おどろき出て立そて
んといふ所に病者の身にあたる秋風をうけ乃ふ望

あらぬことなかりし拾てえさせんといふに母病り
とかされて寝覚きこゆつまひてさえ忘まんとありまに
こそ拾八歳丈婦ハ恐肉に生ておとしまハせん
まえ多く下女一人をへて母を出てその身ハ内に
入て身を清免神佛をねんしまをさすりてあつく
まも今宵の風母の身にあたる事なく病のさハり
なくてあらせ給へとひそかに祈念しつゝたつ母乃
んにそむかさる事をむ孫とせしこの頃まても沈らく
とおもく其孫ハ年に薬さらせしとるん

忠義者新発

新蔵ハ會津郡京沢村の百姓助作か子なり三十年さ
きに飢饉のとしありて世のいとなミもなりかたく助
作妻子をつれて若松の城下の町へ来りすみけるに出
しうち浜ハ新蔵いまた八歳なりしを材木町乃善
太兵衛といふものゝめしつかへるつとめの給金をとつかりし主
しか助作夫婦ハほとなくうせて外にたよる人もなき
まゝに主家をたのミて善太兵衛か方の譜代となり
奉公をとゝろ事なく聊も貴かあしき事を
ちかひて勤しか成長の後主人もなくなりその
子帯十郎か代となりてハ病身なる人にありしこの

子ともあまたハやしなひかたく家居しきも賣まる
るしかとその方僅数にへり朝夕乃煙もたえく
なりしを新蔵深くなけきて力をつくしかせきつゝ主
人のいとなミをたすけぬある日主人ハ我代となりていつ
となくかく貧家となりしハまことに夫婦の病身
ゆへ乃息ひとつかくいよ〳〵汝乃労もまさり此上ハ程
それ方なく飢寒の苦ミにせまらん事必定なる事
なれハいとあはれとおもふせん程なくいつもあまた奉公し
てみをもたてよといふに新蔵かしこまりいりて
我細なくして東西をしらぬ身さへ人ともなり役の

身に給金をたまはり養育をうけ人となりて
大恩をわすれてしたとひ外に出て富を得るとも
二親もなき身なれハいつくにかくらん此主ハ主
とも親ともたのもしく及ハん程ハ働くへけれとて
昼ハいまた市中所々今ハ世わたりになるを紡て賃銭
をとりしか八蔵日ことに薪を引て出る商人いつも
その荷なかにハ必あまた出馬草のひとのまも食事
やすめまより豆の割子もたくへて日長きころ
ともいへとも走里四り文馬かゝるものなるに日も
雉山に出て薪とりなくてかり程やすらひもせて畑

をうるひ秋もなる乃皆まのとつくり月の出ハともし火も
なくきあくれ手なきを為し今ハ主人ふより夜食の
夜あけふる事もなるにをかへりて其の孫なく主人
の家乃多くのものみなこさせそれ身すらん乃丹誠に
て朝夕をたてさせたる忠義なるひろくとらく元禄
五年頃まうり茶をあきらへしとそ

忠義者八蔵

八蔵ハ大沼郡田嶋村の百姓なる二十三年以前
さるとし同郡本村の陶師水野瀬戸太兵衛といふ
ものゝ方に質券とくその身を質入して定まり

たる給金より多く金を借く出る時ハそれ金をとつて
のよ事をとるをも本去なりしこのつとめ方よさせん
よ程も年季を改めく久く召使ふよむ満まじつさ
やめやりてよくつくろ夏秋ともに怠る事なし
瀬戸右衛門が母老く中風を病るを秋中なふと
絶いる事もあらんよんをつきよと醫者のいひされ
ハ母いよく此挨用急よろしく孫すりもやらさく玉
年よ母里つさこそひ志らも病に犯されて昼ね
秋ハ病さあかちよさ母く此事以よを静もんよよろ
かくて労さる氣色も見せなしくて今抱く我家の人

里かへさいと母をもこりよろしく母さるよ服させて
も病人の事たれども少しもさく秋ハ忠この人お来り一
秋もとまりし事なくさ外よても主人の家よ病
者あれバ身よ引うけく心を尽く療養の世話を
なし何事よてもおほせられける事あれバ其身の
うへの如く家事をとりその主人の職業のせわをさ
小田畑のやしなひもそのぬしハ若きものらに先だちて
かさへ乃人よりもまさりめて農事をつとめさせ若き者
ハ魂をりなとさてよろ人農事をやすまさぬ様いおへ
る日もむそろかゝくそれ業をおこたらぬを世上の人の心

けんもいかなる時ハさる折にハ人の手にかくるにやとおもひかく
もあるへしといへとさらにすきなくて夜と日も休む
事なし夜の間にハ菜籠をつくるなと織り主人
の借しにて出るにも足袋なとつまて嫁ところに
をしいつも金あつめておくをちて世をへくおのそこに報せよ
時節ても自他のへたてなくすへてこころえの年来
の思慮を感しもとるや身のしろをもゆるさん為と
小家をこしらへ身をも立よと主人のいへとかりや四
十にあまり家にかへらんことを思ひハ命をかきり
つかへまつらんとてひたすらに精力をつくしつとめける

を此事主人より領主へ申しいて元禄八年領主
より米をあたへてほめ賞せしとそ

孝行者安云濤

若松の城下南町に百姓安云濤といへるありて貧しくとも
のありハ人の母をもちけるか農業のいとまあれハ
かたはらに薪をきり日雇ひに行てその價をもつて一家の
文をもちてかへり母にまいらせ金飯米菜塩やうの物
をもとむるにも母に告く其價をうけとりその折に
かまってハそのへしまのおくにて母のこゝろにやとたとしさ
らん事をと恐れかへてよりたまもとに余分のやとハ

迄賃銭とありしをハすこしも費さすたくハへたるを補
ひとへに母の心にさからぬ事をのミ勤めけり母
ハ年八十にあまりて目もおほろなるやうになり足も
よはく孫ハ朝夕のみならす手をそへ腰をおさへいたはりける
寒暑にハ抱て日よけにハ風ある時ハ衣を見かへこゝろ
くはしく試て母をふさしめ農事に出る日ハ朝とく
起て食事を調へ母にすゝめて田畑に出ても昼も夕も日
ならぬに帰りて母の気を伺ひ雇ハれ行ても
先にても二度のめしをもらひてかへり人の休息の間ハ
立かへりて心ハやすませそのうへ必母をとふ事なりし

妻めとらん事を人のすゝむるにもかゝる貧家に
て母に心よくつかふる妻ハ得かたしといひてかく人むかふる
事をせんそのミならす其老たる母の心にかなハすハかねて
却て不孝を重ぬる也とてうけかはすかせきの外
よハ隣へも出る事なくあけくれ母につかへしに今年
六十くつかまつりうせぬその後ハ四十にあまりさらにおとろひなく
まて母を養ひ兄弟ハ幼稚の者にてたよりなき兄
乃九左衛門ハはやくより他よ奉公してありきる六
十にあまり昨より別家よ居て世話をなされるよ
瘦をやみけるに妻子へにつかへぬ迄ハひとり飢に

及ひ病人の様をかたりしに安元清八の家にゆきて母の
ありしさまよりやすからぬさまをうかゝひしにさまさまにいたはり
慰め養しき中にもくすり衣るを求て見せまさ
せんとたくみしてこれをつくろひしむるをその人
の詞に兄ハ動く事もあらさる程日ならすよわり
ともこれハさのみ重からしかは身もし貴き氣にもとめされ
やむことあらハ見すてゝかけさるらんとは夜ハ清
身とそこさむひ孫といふをうけあかりつとこそいへて
招かへりそのまゝ兄にあたへその身ハもとの藤着
なからなる何人をつれいとかりをとくかへる頃元はこ

ことを聞て元禄九年褒美として米をあたへさせられき

忠義者甚七郎

忠義者之注

甚七郎ハ越後國蒲原郡小出村乃百姓七内ハ此国
河沼郡漆尾村乃百姓弥右衛門か名子なり二人とも
小會津の領黒河内十左衛門か家の下部なりしかあり
しにさいつ頃十左衛門か聟北上福傳右衛門といふもの
子細やありけん十左衛門か病にふして痊あひおる
をうかゝひ家来なり奥の男へ子ここみ妻子三人を
ころさせしに七つとなるをあひて稚子をいたきさ

きて里へ出る所を借金主うしろより切かけしに落
手るのまハのかれ出しく蓑のうらへ稚子をかくして置
出さゞるよう高聲をたてゝ助くる事ありと呼はり
又内へいりてこれハ甚七郎ハ借金主とたゝかひし
かつゐよりなきさしとうち落されて手おひし血出れ
借金主逃出んとするをうしろより熊手を以て百
會のあたりへうち立疵あまた負せたるまゝを引よ
へしとさりつくる甚七郎ハ此源手よくくゝり逃ぬ十左
衛門其聲を聞しを寝耳に聞て座敷より
里出つる小借金主をとらへさせしかハより頻りにかみ

うへさんとするを外の下部きて里ゟ来り婦と股のあたり
へあまた切つけつゐにころしぬ下賤の者にハけなけ
きなる働きなりとて十左衛門よりその事訴出
出られハ甚七郎と其子に米をとらせて賞せし也
なん元禄十年の事なりき

農業出精茂右衛門

耶麻郡郡沢村の百姓茂右衛門ハ父も茂右衛門といひ
か幼きころより生業の道に心をよせてよく
其子を教へしこのハ子れ茂右衛門も又農事に精し
くしてよく教ひ親族にむつましく一郷の人々も

むつましく生れつきこまめやかなる者なりさればもと
より此沢乃地ハあしくしてそのあたりの田をと
ふ上の方より冷なる水ながるゝ事ありて稲乃ミの
里宜しからず年々に不作して外くれ田あり
くらべまでハ草もはえしあれバしと茂右衛門水ぬきを
ほり悪水をこひさぬるくにまへしてあらけ
たる地も志ばし秋のみのりもよろしけれバ一村乃
者に教へしめしこのごとくになさせしかハこゝかしこの
地乃ことくなりしとぞさいつ比郡奉行此地の作
毛巡見せしこのもとをして田面乃さまをもみそば

稲の位もなかりしを不思議とあやしむほどなれバ
くはしく郷役に尋しかバ此村に茂右衛門といふものゝ
はからひにしかじかの事どもを申し村のものにも教へ
是ハ貯蓄などいふ事をもそへて教ゑ志てかひし
まに米乃実りもよろしく不作の引もたくさ
りしかバ郡奉行称美して人々もそれぞれの事
おとくもと定りたる貢の高をも引かけてある
されしこのいやましに精力をつくし一村の者とも
年々に立をとこひ水抜をつくしにならひける
里の百姓もこれ茂右衛門を師としてこれをとち

しと沼田に出しといへと居なからハかひもとめなと
して手入せし程にふへての地乃生ありよく出乃
そこなる除米もなかれしさり且肥しる出しといまて
おハ外のやしなひにも及ハすとそその村なりもま
さりなり又馬をやしなふ道よくくハしく年ころよ
良馬を飼て小荷駄乃料になしくはらせ領主
の厩にも引てくらまいらせけるなり馬ありしとそ
これにより元禄十二年領主より米をあたへられて其
功を称しぬ

孝行者惣兵衛

孝行者忠左衛門

河沼郡北田村に百姓惣兵衛といへるものありまた忠左
衛門といふ幼くして父にをくれ母ハ年も若けれ
ハふたゝひ婿入をもむかへくやなとさまくすゝめけれと
まさめしに二人の子もあれハとてうけひかすして兄弟
のものとなりてあるを育けるにこの年ころ癪才に
なりし其兄ハ岩よりくたりにて母のなくなりしを
もやすらかならしこと抱して嫁させその目見えるを
うかひ飲食なとせさせ夜もふくまてハさるく乃抱
擁して寝覚のもれなからぬやうに慰めなりまいハ

別家にありしかと夜もわかすに安否をとひ神
佛に祈り残るところなく療治を加ふれともそ
のしるしなく次男は病重く日々にまさりゆく
うせぬ兄弟らか悲に沈みこのことによるを絶
互は農事にいとまなかりけれは夜な〳〵うちよりて
一万遍の光明真言を誦し三年の間は魚鳥の
類を我家にいるゝ事なく月ことの忌日には僧を請
請し佛事をいとなみ墓詣をそなしけるかくて
て年経ぬれとも兄弟の中むつましくあひ
よめともにやはらきいさかふこともなくなかく二人

のものもいとけなきより家業おこたらさるは元より
し事なく互に互に祈りくもとそく和らきて
まろひよ出むかひ為まめらもさるかくの物語して
おこたりく家にこもりぬ兄弟志ありく難儀を
見ては田地もつけ作りしかある時兄弟譲りあひを
るはうちも過居くは互に無益の費もなけれは
一所にとるにしこうしとくまくに居を同らしけの
又一村のものは身の為にあらさる事を兄弟の者に
とひよりやはらかに和くれは各そのまことに服しそく
いかなるとく事まてたをやかの年貢稲の実

のりあしく貢ものも未進ありしに惣兵衛か子勘
右衛門と右左衛門か妹との二人を年季にうり
その身乃しろをもて未進の料をおさむへき
むね村役の者なく聞えしかハことはりハさるに
なり二人のかれを出しやりて後に老衰の母
と孫とハ田畑の仕つけもなりかたからんといふより惣
兵衛年に貢へき人もちけれハいかにもおもひける
ことに未進の債をとさとやうにつてのひおさめしに
とせられしに此事小領主より未進をゆるし
かへりて飯料をもたしあたへしに二人の

者の年季もこえしうちにことハりいふて家にかへりし
万忠左衛門か妹一人ハ出てつかふるとも農業にさへ
里あけしとてかまさ一人を年季にさせその身のしる
をもてかしあるにへらまして捨まかくもことしく
おさめけるとなん此うへ領主より賞として米
あたえて惣兵衛忠左衛門勘右衛門に米をあたへ
ることなりしこそ元禄十二年の事なりとなん

孝行者　武七郎

武七郎ハ会津郡西城戸村の高六十八石の百
もてる肝煎役なり父ハさきに死めうせて母乃養

ゐけるを朝夕側をはなるゝ事なく孝養せしこの店
は母の為さはりしことをさとりて別居にをらしめ
とかくみせの家のうち語ひかゝれこの家よりうけ
家の内にものゝ不自由なとあまたあしゝことゝなり
こつくらひ水をくみ食を調しくもてまゐらく我家
にかへりてそのまゝも食事をなしけるあるひ
は何にても珍しき物を得ては母をと我家にゆき
ことくそ世話有又は親類などにはその座にかく
食物を調し侍ことくうつらく給仕しその後の
外にもやりこらる物をしらせこ夜はよもすがら

暁にまたくなりしにありて種々の物語に夜を
ふかし母の様子をみてそれより我家にかへり時は定
しく打るるに母のもとに有てかくさはりさけなど
をりふしに出ても母の事なとんにつけ豊穣と
かく起居をもひ又は母の為に出なくやなどゐ
是は遠きも近きは道は高不のせどのまゝつらひて至
るは送り母負ふて外に出ては母の北に出うち川辺
にて帰りけるに秋の彼岸の頃はところくの法
談など聞まうでさせいへはつきそひて母を母乃
足つかれは背負て帰り又つまつくなどもなり

八田畑にいさなひ物語してなくさめ又は出るとき
はそのむねをうけ事をいましめてうちに母のこゝろ
まゝに行てその日の事ありしをくはしくかたりて悦
へしめ又かれ是凡事につけても心のまゝをもつはらにせし
事なく七十あまり母九十あまりて世をさりしとそ元禄
十二年領主より米をあたへられしハその孝行を称せらるゝなり

孝行者市郎右衛門

市郎右衛門ハ大沼郡本江村の肝煎役なり父ハ惰弱
なるむまれつきにてみたりに金銭を費しけるか市郎
右衛門ハ忍そのよしつくのはおほくかつくゝ父にもあらはさ

す親しきものにも語る事なくたゝ其身の行ひの
たゝしからさるをなけきさいはひにもして親の心を安んしたて
こゝろせんとのみ思ひしかハ父ものちにハ前非をくい
其行ひをあらためてあくまてやさしきものとなりしか
ふとのましう行ひのあしさをめくらしていましめし父か
くわりてハからまへに浅之花を手向香を焼しるに
つゝしんて礼をあつし年へてのちも忌日にハ潔斎
して深く礼し忠誠をつくせり市郎右衛門むかしより
つゝしみ飲食をこのます衣服をかさらす常に倹約を
守りても礼義によりて出生へ其時にあつくまほる人

まなくれて財を備まして農事につとめに情をせと
このことをよひ一言を守ては必ず行はん事を
ねがひ城下の者なともくるしきは天気よく道あしきから
孫と莱鞋をはきてありし年老ぬれも杖つく事な
く身をつくしし慈愛ふかくいましむへき事はさひ
しくそしへきとせしかは諸人もその徳になつかし
とぞ宝永元年領主より米をあたへて褒しまさ

忠義者之爺

郎麻郡撞山村の百姓孫平次か譜代の下男之爺お
さなくし身使者は主につかふるを先とせしか中にも

之爺はすくれたる者なりしはあやしも姉くめくまく
は譜代なるにも兄弟より小百姓にもなりてくらさんと多
くれ田畑を求め得て耕作をなさしめけれは其の
取る所の穀をもて年々まかりてその価をとらへ之
主とする主の孫平次からにてさなりしひあしく家産
も乏しくありけれは兄弟の貯へたる金をれ身に用
ひへき事なしとて主人の公納のたらさるを補ひ物
夕の食事にもなくもとなんをつきまゐらせしは衆
飯をさへ主の子にも又は同し家の人にもまた給て
倹約をすゝめしめ主の家産の傾かさるやうにとて是

我んとなしけれハ己もそれんと感し四季施よき
ためし夜をかくさず見るものもみなよろこひしハ己まで
くハ寒暑をいとはずのけハ事たりぬへし己ハ人の
為にも出かけし事あまたハよく心得て推出つかはぬまでに月
これ程日にもやすらひし事なく山に根松を取りて
蝋のくるとけとし菜園菓蔬をつくりかさへの人にも
あたへて己の子をもめくむ事をの子それにて里にあ
まりハむつひよりて貧賃でかへりつきのあそひとつに
れにもあやまちあらん事をおもひ己乃かに出るを
あまりハ主慈をのまする我業をもりてもその悔りを論

母ハ大病にて臥床をはなれがたく孫させ手傳吉田面より
かへりぬれけれハその身乃山にへくつかまつるもいと泣
かなしひてともに悔りぬ其も見をゆるひてまとくの
こころし文字よりも人来る時も母ハそのもとに相とな
くて見をとらかへる時ハ母ひとりもしとのまにに有る
事あまれハその主命をまもりせてまなすへく諸人に親
愛ゆるく己れ家にもあるものあまれハそのみに相よし
くる田より帰る時にはよく酒肴を調し食事をと
まとめぬ己乃母八十余にありしをとこり祖母のこと
くふくまけ我ハうくいぬるやそらめくひあしくるよ

とぞかく起ぬまじといふなるやとんぞうひ又つとにおきて
て夫をそゝのけ宵にちらせて梅をとりあつめ
めぐりてへの人をおこしその日乃業をまなはしめ人々
もらひあはせてまて恥をみえめくりてぞかく起る家あ
きばかりのこゝろ事もやあるに安居をなしまし田畑に
出るも人の子のかくは下部のかく久しく休ゐ居るを
いましめ遊をとゞめて桂梅のかくもつて進しとそて
は我ものゝこゝろをおしく根をとゞめ田乃水のこみけ
引わたくみをそむきていふ事なりし又自他の人
わかくなく一郷乃者に睦しく聊も人とあらそふ事

なしとのゝ親乃忌日には菜をたち光菓をそなへてく
孫礼しその余は人にあたへそれはまもその誠を感
しけるとの親の忌日れてて美膳を供し菜湯をもて
むけたり又隣に嫁ありけるをまむ人とりて不義
この妻はなかんとせしに三義このふさらつこまなり
ひあしそれは主の家乃事をのこまけさとしに妻
とる事はこのよもみひらまてそてくいふとぬ又忌
さしき友乃かて光て譜代乃男をのめあはせんとてそ
よめるへそれなといへばまでのこひとり譜代をも
ぬるまじてすつ人に苦をおわせん事我がなえり

あらそひ又兄弟ともに此家を立出なんとせし主の家産
おとろへたるをなけきて日夜ちからをつくしけ
れハ寛政二年領主より主人孫平次下男三蔵
徳右衛門に米をあたへられしとそ

孝行者長四郎

大沼郡高勝村の百姓新九郎か下男に長四郎といふ
ものあり父ハ若松に住けるか貧しく水呑
の百姓といへるものにて田宅をも持さりけれハ夫婦
ともに身をうりて人につかへしか長四郎もいとけ
なきよりつかへて母の身をあかなひて請もとせ
しか父ハ早世し母ハ老をとろへ世わたるたつきもなけれハ
しく成しかハ同し村の新九郎か下部となりぬ
其請の家をかりて母を迎へつれ来るとなん又ハ彼かのひ
起ふしをとひ扶にまてふたをなくさめハ人にすくれて
物ひくにも餘まあれハ母にも贈りまいらせ足袋の
つくろひなとへの者にたのみてれハみつからぬきやかて仕へしか
ハある時もいとまを乞て裏屋をかへてをまかれて
亦母を住せける所にくは孫にも味あるものハとのまれハ
くりかへし母につきためにもちゐしも其の志を感
し母も人にとふらふちかさへ我ハおひてもうれしく世をの

あるし長四郎といふ男請乃すゝめにて堀田村と名つけたる
外村の田をつくらせけるかその田より出る穀物をもて
母を養ふ料にのこしおくけれハ母それのみをやしなく
肝煎乃方にあつけて我子孫につたへるやうにと頼おきと
くくまれをも養ふ料になりし律ハ何を持てか我子
の身をあかなふ今さへあつまれは救もあまりつらきことゝなる
ふりとなり親しき者もなく孤独にひとりしさま
のうへハ貧人扶持と名つけたるものありけるを
それにも孫にへさやなと肝煎より長四郎
にたつねられハ初さより人よりそのよ堀田乃男に

てハ上の御用をも勤免孫ハ今さら貧人やしなふ
へき扶持米なとうくへきものにあらす母も年老
齢こそ過ぬるにへくもあらす孫ハいかにもして
養ひとけまほしく母乃孫をいハさる事なかりこのま
へくさこゆるあけあふへからす次第に肝煎乃者長四郎
か形ひ乃望さを申すそんなといへるあるやうしと
望みくるまてしくてとかいやしさ身の恩とも孝とも
いへる事なきにかへきものにあらす候へりなから親
のめくみハ一生のうちにハむくいつくされ九事もなか
まるてつる金をかり四季施乃衣をうけ白くて九食銭

も給りられし身を勤きて月日を送るへきやうな
らんやこれらの事を忠孝といふへくもあらすとひと
さらはいかにとされハ肝要もまつそのたよりよりおこ
其後母も八十余歳にて死しけるか長次郎かくし乃
こゝろかけしは慈にあつくしけるハとこまもなく
の志を感し銭をあたへてその費をたすけつ村乃
ものともあはれみて志次第につらぬきとして香典の
料をあつめけれハ葬のうへにも余りあれハ餘まりなる
ものハそのみ乃用とハならさは追福のためにそなへ
しけるを後燈田物の出穀ともみの代つくのふへき

ならけとハせうとよいよくたくハへ母のありしと
ころの母を孝ふかをあつくせしものにて吉凶ある
ときの贈り物とハたらしぬ寛政三年褒美として
て領主より米をあたふ

兄弟睦者　孫平次

兄弟睦者　八十郎

郡麻呂上林村に高七石九斗あまりもてる百姓孫平
次といふ者あり弟を八十郎といふ兄弟むつましく家
にありて国法を守し年々九貢さきの時々にな
課役の業をもよろしくて物ごと親族にも睦

く村のうちの者までも感致ありてつねに公の御
おとひ出る事なかりし親あつしくなりしとき
なれ兄ハ本宅をもちて弟ハ其家のうちにありて
助あひともにはけみてうらみありしかと親の遺
言にまかせて田畑もまさしく分ち耕作せしこの
年〻の貢物も兄弟ともに互に補ひ家のうちの金
銭も不用なる時ハ互にあつけて分より出して用立
しはしさる事もなく兄のたくはへ乏しき時ハ
ハ弟なく弟のたくはへなき時ハ兄もわたし志深く
田畑の事ハいふまてもなく活計のうへにおいても

骨折まことに貴くして兄弟ハやむことなくよろこひ
なかのよく世の人の手本ともなりしと成親と
もにいひあへる妻もまたこれを人の子とへたてなく
皆善子のことく睦ひあひしぬれハ此者に褒美
として宝永三年兄弟のものに銀をくたし給ひぬ

奇特者 治郎右衛門

治郎右衛門ハ郡麻郡京出村の百姓なり祖父の時よ
り肝煎の役をつとめ孝ふかく篤実の者なりし
そありけるか此村ハ困窮なるありしに
百姓ともみな風俗よろしく年〻の貢物滞る事

あくつゆゑ訴訟の事なく二村のもの長幼となくこゝろやはらぎ睦しきも志かしながら是治郎右衛門平生よくして慈悲をたれ教誡を加へし故なりとそきこえし治郎右衛門常に田乃畔のかけ引にも自他乃へだてなく道をわけもんをつけしこれハそれ在節の田主とも安堵のおもひをなしけれ村ありてハ身を清め領主乃城の方を拝し神社佛閣の前をもまはつてしまてあまた度拝礼し内外ともにおのれをつゝしみけりそれよりも親の心しと孝行とせしをかしハ文のらしくとなもらうひます

ともつとめらる退役乃後も治郎右衛門か方に吉凶の事あれハ一村の老若男女の事のことく思ひとりしき宝暦二年領主より米をあたへてく是を賞せり

奇特者三十郎

大沼郡上米塚村の百姓三十郎ハ高十石あまりなくるか十七歳の時親の貧苦にせまりて公納乃滞りけるを償ハんとて若松乃城下[illegible]町蓑屋文右衛門かもとへ身をうり價を親にわたせさて身ハ一生奉公の是将のか年二百主人の心にそむかて親のいとまなな

おなし事を習ひ人なとにも有けれハ主人もそ
の志を感して身乃代をゆるし生根よく事を業
とせる者左兵衛か弟子とせしかハ其業をよくこゝろ
なく勤ぬれハやうやく師にもまさる事なく價も多く
うけぬるを我身の料とハなさす次兄弟のまかなひに田
地をもとめ或ハ親族乃うちに身を賣奉公せる者
あまたハその給金を償ひて本業にかへらしむる事四五
人に及へりとそいへり又左兵衛か方に勤めしうち
二親ともなくなりぬれハその孝を尽さゝる事を憂
へ持佛堂をつくらひ父母乃位牌をまつりて朝

夕に拝禮しつ師の左兵衛も貧しきものなりしかハ
くなつかしひて不足をたすけ領主より褒美給り
しかとも引うけて償ひおさぬ左兵衛なき後ハ石
碑をたてゝそのなきからを葬るにハ心をつくしいと哀れ
ハ墓に詣て禮をなし年忌ことにハ佛事をなし
き又小川なとゝいふ所のさ所にハ土橋かゝりて賤をも出し
て橋をかけて近郷の者助けれハ宝永元年
領主より米をあたへてその奇特なるを賞しけり

孝行者治郎助

治郎助ハ郡麻生郷苗代本町乃百姓なりしか

わつか七石余の耕地持しか若き時より貧窮なりし
ても父を敬ひ其の身一をつくしていさゝかのかくも猶はな
ゆるしきなく人をもいましめなとして農事を
つとめ公納にをくれず父母世にありしおりは菽粟
とあつく起居をたすけ食物も人手をかりず夫婦と
つからまかなひ殊に病ある時は寝食を忘れてこれを扶
け他に行ときハかならすつけ入りてハその先の事
物語しく慰め物あるときハ少にもあまりは利を
とらん心しけれハそのつゐえをもいとはす
その継母に姑ひとりいたさて後父の心にかなはん

離別せしを治郎助さまくになくめしかとははより
このいましを継母ハ先の夫の子の成長しける方にゆ
きりて老く身命をつなぎしくらして今そのに米
なとをくり一生をやしなひかの先の夫の子に後絶にお
ゆきて世をさかるよしまにもうひとゝもて妹か
に同胞の兄弟なれハ是様のなく米金なとを
くりて其の兄ハ人の養子となり妹も縁つきしか
いつれもおとろへたり此をはじめ人を見つくしそれ
よ繕ひとりかちゃりて公納などをもとりする事
つきにいたるまでかくりて兄弟なかりし親

族の窮をすくふにたまへる事こまかなる事なりと
いへり治郎助に男子二人ありしが是も孝情ハ父
にをとらさるさまにもあらされ又父のつくれる下女父な
き後他にゆかりしかハ不縁になく家にかへりとさて是とも
よひかよりて身を終るゆゑくやしうひしと思んはよ
し町の役人より領主にうつたへて寛政五年に米
をあたふ

家内睦者檀右衛門

家内睦者文助

會津郡中明村の百姓檀右衛門ハ高十八石九斗あまり
をもてり惣領を文助二男を九次郎清之男を勘兵衛と
いひしか三人ともに小娘をむかへさせ孫ともありてこれ
かれ十四人同し家にすまひて父の教へよくそく孫兄
弟むつましく相娘の中にもいさゝかの争ひなく
し檀右衛門年老てやめるをとゝめ農事もつとめ
にうし家のまかりわり此事行くまゝとせ諸をとる段のこゝろ
るを兄弟れ老よくいたはり老を安んせるを見
田畑の業も必父の命をうけて兄弟うちそろひ力を
あはせく公納怠らす次檀右衛門ハ子またもとよりふ
事を好ミ[illegible]ハ三人の娘ミせる嫁菓をもつらけ並

親ともに埋火していつよくをもひやすらさせやりにけん
をつぎ物ハとく起出て茶わかしてよ婉なるへくさせ
こは火をとりつ〳〵あたりをもちゐさせてもちあるき
男の安否をとひ朝夕の食物ハみつから母にもまかせず
せたまハく母の外にゆきし時ハ文助か妻これにかハり
其外余の嫁ハ専らしての事つとめて礼義を正し
次男をとらせ清文助左次右衛門か子の乳をとらす時ハ
名あんせる娘のおたりハ子のまなしくたまへりまは
いまたちゐさしされハ文助か二男治郎右衛門と左次右衛門ハ
娘ともおもし齢なるかへよりくらし物なと得くも足

に讓りあひわかちそれも文助か子に以へるハよく多
くれ子ともを育つるハ全く二親と男ともの教とけ
なりとて孫も右ふるゝる事なし勤右衛門こと
く親族の方にかゝりんとされハ左次右衛門酒なと買て
来くせやり彼らが仕業ハ二人の兄男にかくたさるけん
なとぞいひ文兄ともの出る時も志をもり帰りて来まて
ハ宿に居あハせたる老湯なとくふへあらハせ食物
の事にもくもくをつけあふ事あまりさえ此ほか
なりれ衣類小壻田物と名つけてく年頃になり
しかとも又ハ百姓の者にかく田一反四畝歩分別に

よろち給し本田のいとなみくにあれを作り公納
を出し残れる菜穀藁等をもつて各の雑貢
の料とさだまりいなるを之人の兄弟の作れる墾
田菜乃残りは皆父の料にあてぬある時又助弟
ともかふは墾田をはなれて休日の仕業なから
もそのつから自他の心を生しなしくは継の墾田
を肥さんとて本田乃おろそかになる事もあらんはあ
しかりなんよりて墾田作る事を止めしむこれまて
ら親の田乃収穫之日にも定りなくかけ引各乃
雑貢は父に包うけて用をかさなへん事心安からん

とありけれは皆同心して其言のごとくせし正徳二年
の正月権左衛門か妻つゝしみにし事ありしに之人の
若男を清光佛神をいのり或はくすりをあたへさ
海くまんを尽せし夜にや程なく病のそこさ婦
るへくの事頒主にきこえて其年父子の者に
米あまたつゝく賞しさ

孝義録巻之十八